



今月号は新年のあいさつが多くて食傷気味でしょうが、それでも敢えて、広報・監察部を代表して「新年あけましておめでとうございます!!」今年は本会の役員改選の年。私達部員も慣れないながら編集作業に携わってまいりましたが、皆様が見やすい広報紙になったかどうか・・・?はなはだ心もとないですが、残る半年間も、懸命に務めてまいります。

国政においては今年、地方創生の施策が本格化するようです。制度の変わり目にはビジネスチャンスがあると言いますが、私達もアンテナを高くして機会を捉えたいですね。一方、今月より相続税の基礎控除額が引き下げられて納税対象者が増えますが、その変更に対する国民の理解がまだ十分ではないように感じます。相続を主な業務とする私達行政書士も、「街の法律家」として相談者に寄り添い、丁寧な対応をしていくよう心がけてまいります。

(広報・監察部長 遠藤 実)

広報・監察部より

行政茨城に投稿しませんか?

- 業務に関する情報
- 行政書士会に関するご意見
- 日常において感じること
- とっておき情報
- 写真・作品・マンガ・イラスト等

会員の皆様の
投稿をお待ち
しております



原稿はできるだけメールでお送り下さい。FAXの場合はワープロ印刷等鮮明に読み取れる状態でお送りください。

次回会報原稿の締め切りは2月3日(火)です。

送付先

茨城県行政書士会

メール: koho@ibaraki-gyosei.or.jp FAX: 029-305-3732

郵 送: 〒310-0852

水戸市笠原町978番25 茨城県開発公社ビル5階

※いただいた原稿は、広報・監察部編集方針により、承諾なく内容を変更する場合があります。
(例: 行政書士の呼称に「先生」が使用されていた場合、「会員」に変更します)
不都合がある場合は、その旨お書き添えいただければ個別に対処します。また、都合により掲載に時間がかかる場合や、内容により掲載できない場合もございます。どうぞご了承ください。